

一般財団法人 仁和会総合病院
指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人仁和会総合病院(以下「運営法人」という)が開設する、一般財団法人仁和会総合病院訪問リハビリテーション(以下「事業所」という)が行う、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し指定(介護予防)訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定訪問リハビリテーションの提供にあつては、要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の維持回復を図る。

指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(2)事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。

(3)事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。

(4)事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(5)事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、感染の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(6)(介護予防)訪問リハビリテーションを提供するにあつては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(7)(介護予防)訪問リハビリテーションを提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1)名 称 一般財団法人 仁和会総合病院

(2)所在地 東京都八王子市明神町4丁目8番地の1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1)医師 1 名(仁和会総合病院病院長が兼務)

(2)理学療法士等 2 名(管理者を含む)

①管理者は、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定(介護予防)訪問リハビリテーションの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

②理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。また、利用者及び家庭の処遇上の相談を行うほか、市町村、その他関連施設・事業所との連携等を行う。

③いずれも業務の状況により、増員することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、年末年始(12月30日から1月3日)を除く。

(2)営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3)必要に応じて当該業務日及び業務時間以外においても業務を行うものとする。

(指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

- ①心身の機能訓練や自主練習の助言
- ②日常生活動作及び家事動動作の訓練
- ③福祉用具の導入や住宅改修の助言
- ④認知・精神機能や高次脳機能に対する訓練
- ⑤介護介助方法の助言など家族への支援

(2)事業所は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載したリハビリテーション計画書を作成する。また、(介護予防)訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(3)医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(4)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載するとともに医師に報告する。

(5)事業所は、リハビリテーション会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(指定(介護予防)訪問リハビリテーションの利用料等)

第7条 訪問リハビリテーションの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(2)保険適用外のいわゆる自費リハビリテーションに関しては、全額自己負担とし、契約書に金額を明記する。

(3)交通費について、指定地域内は徴収しないが、指定地域外は交通費 500 円と駐車場代等は実費負担とする。また、医療保険の場合は指定地域内でも駐車場代は実費負担とする。

(4)その他の材料費等は、必要時実費負担とする。

(5)訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、事業所より概ね 4 km圏内の事業所が提供可能と判断した地域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(2)事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、訪問リハビリテーションの提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、当該利用者の家族及び担当居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(2)事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(3)事業所は、訪問リハビリテーションの提供により利用者に事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応の方法)

第11条 従業者は、指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(2)事業所は、指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

(3)事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

(4)事業所は、利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した訪問リハビリテーションの内容に係る利用者及びその家族からの苦情に関し迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。

(2)事業所は、前項の苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(3)事業所は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(4)事業所は、提供した訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する。国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2)事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止の為の指針を整備する。

③虐待を防止する為に年1回以上の定期的な研修を実施する。

④虐待等が発生した場合に対し、責任者を選任し相談・報告体制を整える。

⑤必要に応じ、成年後見制度利用などの支援を行う。

⑥前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等適正化推進のための措置)

第15条 事業所は、(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下(身体拘束等)という。)を行わない。

(2)前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(ハラスメント防止のための措置)

第16条 事業所は、適切な指定(介護予防)訪問リハビリテーション[指定介護予防訪問リハビリテーション]の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止する為、次の措置を講じるものとする。

①ハラスメント防止のための指針を整備する。

②担当職員に対し、ハラスメント防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的に実施する。

③ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

(2)利用者に関する訪問リハビリテーションの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存するものとする。

①訪問リハビリテーション計画

②評価、サービス担当者会議等の記録

③指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関するもの

④市町村への通知にかかわる記録

⑤苦情の内容等に係る記録

⑥事故の状況及び事故に対し行った対応の記録

⑦身体拘束等に係る記録

(3)事業所及び担当職員は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面で行う事が規定されているものについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行う事ができるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 6 月以内

②継続研修 年 1 回

(2)この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、運営法と事業所の協議に基づいて定めるものとする。

(付則)この規程は、

平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

令和 8 年 7 月 1 日から施行する。